

## 練馬区地域密着型サービス実施指針（案）等の主な改正内容一覧

No.	改正内容	詳細	項目（該当ページ）
1	第9期計画を踏まえた整備の方向性	日常生活圏域を踏まえつつ、福祉事務所単位の基本地区をベースとした地域密着型サービスの基盤を整備する。	P 1 第1 実施指針の目的
2	令和3年度報酬改定に係る令和5年度までの経過措置の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護および看護小規模多機能型居宅介護については、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること（高齢者虐待防止の推進）。</li> <li>地域密着型サービス等事業者について、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（認知症介護基礎研修の受講の義務付け）。</li> </ul>	P 4 (2) スタッフのあり方 P 6 (3) 広範な知識を有するスタッフの育成
3	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業者については、利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等に迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。	P 5 (3) 緊急時の対応
4	業務継続計画の策定義務	業務継続に向けた計画の策定の徹底を図るため、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算される。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護および夜間対応型訪問介護については、1年の経過措置期間あり）	P 5 (3) 緊急時の対応

5	身体的拘束等の適正化の推進	(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護および看護小規模多機能型居宅介護については、身体拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)が講じられていない場合は、介護報酬が減算となる((介護予防)小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護については、1年の経過措置期間あり)。	P6 (3) 広範な知識を有するスタッフの育成
6	利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務	(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護および看護小規模多機能型居宅介護の事業者に、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、「利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の定期的な開催を義務付けることとした。(3年の経過措置期間あり)	P7 (4) 良質な介護サービスの質の確保に向けた働きやすい職場環境づくり【新設】
7	協力医療機関との連携体制の構築	令和6年4月から(介護予防)認知症対応型共同生活介護について、利用者の症状が急変した場合等において相談対応を行う体制を常時確保している等の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めるとともに、利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。	P12 (3) 医療機関・医師とのかわり方
8	地域包括ケアシステムの深化・推進	第9期計画の目標を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが不可欠である旨を記載した。	P14 7 行政との連携について
9	地域密着型サービス運営委員会の名称変更等	令和6年7月から、附属機関の名称を「地域密着型サービス運営委員会」から「地域包括ケア推進協議会」に変更することに伴い、所掌事項および委員の構成員のうち「保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者」の定数を「6人以内」から「7人以内」に変更する。また、区外の指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項を協議事項から除く。	P14 第4 地域包括ケア推進協議会について

10	令和6年度の基準の主な改正事項（地域密着型サービスに係るもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直しを行う。</li> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業者については、利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等に迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護の事業者に、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備および研修の定期的な実施）を義務付ける。（1年の経過措置期間あり）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護および（介護予防）認知症対応型通所介護の事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間等の記録を義務付ける。</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護および看護小規模多機能型居宅介護の事業者に対し、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、「利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の定期的な開催を義務付ける。（3年の経過措置期間あり）</li> </ul>	P18 令和6年度における基準の改正について
11	第9期計画を踏まえた地域密着型サービス等事業者の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営している事業者に限り、新たな整備を可能とする。</li> <li>・地域密着型通所介護（定員18人以下）については、新たな整備は行わず、更なる普及啓発に取り組む、利用率の向上を図る。ただし、事業譲渡または組織再編により事業所の運営法人が変更となった場合、または、サービス種類が「通所介護」から「地域密着型通所介護」に事業規模を縮小した場合は、変更を可能とする。</li> <li>・認知症対応型共同生活介護については、看護小規模多機能型居宅介護との併設を基本として整備を進めるが、看護小規模多機能型居宅介護の整備目標数の達成後は、既存施設の定員変更またはサテライト型の整備を進める。</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護の普及に取り組むため、介護保険法に定める区市町村協議制を活用し、東京都が指定する通所介護（定員19人以上）について指定の拒否を求める。</li> </ul>	P19・P20 (1) 指定を行う事業の種類